

令和7年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 書

(令和7年2月20日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 3 号	衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 4 号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 5 号	衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
議案第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2 7
議案第 7 号	令和 6 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度衣浦東部広域連合一般会計予算について	別冊
議員提出議案 第 1 号	衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	2 9

議案第1号

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、改正を行う必要があるため。

議案第 2 号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

衣浦東部広域連合長 吉 岡 初 浩

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

「

第 2 0 条の表中	第 2 9 条	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
------------	---------	---------------	---------

「

を	第 2 9 条	及び第 1 2 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	、第 1 2 条及び第 1 5 条の規定は、短時間勤務職員	に改める。
---	---------	-----------------------------	-------------------------------	-------

」

第 2 2 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、改正を行う必要があるため。

議案第3号

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年衣浦東部広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第8条の2第1項第2号中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を見直すために、改正を行う必要があるため。

議案第4号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係
条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例
の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係
条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第
16号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして広域連合長が規則で定める職員にあっては、3号給)」を削り、同条第5項中「55歳(広域連合長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で広域連合長が規則で定めるもの)を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳を超える職員
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして広域連合長が規則で定める職員

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級職員等」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,0

〇〇円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条第1項第1号中「市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他」を削り、同項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、「市が設置する公舎その他」を削る。

第16条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第17条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他広域連合長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して広域連合長が規則で定める職員に限る。)」を削る。

第21条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して広域連合長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第29条中「、第12条、第13条及び第15条」を「及び第12条」に改める。

第33条中「、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当」を「、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			

43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	455,200		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,500		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,800		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	456,100		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	456,500		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	456,800		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	457,100		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	457,400		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	457,800		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	458,100		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	458,400		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	458,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	459,100		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	459,400		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	459,700		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	460,000		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	460,400		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	460,700		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	461,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	461,300		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	461,700		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	462,000		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	462,300		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700	462,600		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000	463,000		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300	463,300		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,500	463,600		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,700	463,900		
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500	419,000	464,300		
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800	419,300	464,600		
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000	419,500	464,900		
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	419,700	465,200		
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500	420,000	465,600		

91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800	420,300	465,900		
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000	420,500	466,200		
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	420,700	466,500		
94		299,400	348,800	389,800	400,500	421,000	466,900		
95		299,700	349,200	390,200	400,800	421,300	467,200		
96		300,100	349,500	390,600	401,000	421,500	467,500		
97		300,300	349,800	390,900	401,200	421,700	467,800		
98		300,600	350,200	391,400	401,500	422,000	468,200		
99		301,000	350,600	391,800	401,800	422,300	468,500		
100		301,400	351,000	392,200	402,000	422,500	468,800		
101		301,600	351,500	392,500	402,200	422,700	469,100		
102		301,900	351,900	393,000	402,500	423,000	469,500		
103		302,200	352,300	393,400	402,800	423,300	469,800		
104		302,500	352,700	393,800	403,000	423,500	470,100		
105		302,700	353,200	394,100	403,200	423,700	470,400		
106		303,000	353,600	394,600	403,500	424,000	470,800		
107		303,300	353,900	395,000	403,800	424,300	471,100		
108		303,600	354,200	395,400	404,000	424,500	471,400		
109		303,800	354,700	395,700	404,200	424,700	471,700		
110		304,200		396,200	404,500	425,000	472,100		
111		304,600		396,600	404,800	425,300	472,400		
112		304,900		397,000	405,000	425,500	472,700		
113		305,100		397,300	405,200	425,700	473,000		
114		305,300		397,800	405,500	426,000	473,400		
115		305,600		398,200	405,800	426,300	473,700		
116		306,000		398,600	406,000	426,500			
117		306,200		398,900	406,200	426,700			
118		306,400		399,400	406,500	427,000			
119		306,700		399,800	406,800	427,300			
120		307,000		400,200	407,000	427,500			
121		307,400			407,200	427,700			
122		307,600			407,500	428,000			
123		307,900			407,800	428,300			
124		308,200			408,000	428,500			
125		308,500			408,200	428,700			
126					408,500	429,000			
127					408,800	429,300			
128					409,000	429,500			
129					409,200	429,700			
130					409,500	430,000			
131					409,800	430,300			
132					410,000	430,500			
133					410,200	430,700			
134					410,500	431,000			
135					410,800	431,300			
136					411,000	431,500			
137					411,200	431,700			
138					411,500	432,000			

	139					411,800	432,300			
	140					412,000	432,500			
	141					412,200	432,700			
	142					412,500	433,000			
	143						433,300			
	144						433,500			
	145						433,700			
	146						434,000			
	147						434,300			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、行政職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,100	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200
	2	179,800	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100
	3	181,600	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300
	4	183,300	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600
	5	184,800	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100
	6	186,500	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400
	7	188,300	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400
	8	190,000	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900
	9	191,500	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900
	10	193,200	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400		542,900
	11	195,000	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		544,900
	12	196,700	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400		546,900
	13	198,200	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		548,900
	14	199,900	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		550,900
	15	201,700	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		552,900
	16	203,400	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		554,900
	17	204,900	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		556,900
	18	206,600	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		558,900
	19	208,400	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		560,900
	20	210,100	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		562,900
	21	211,600	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		564,900
	22	214,000	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		566,900
	23	216,400	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
	24	218,800	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
	25	221,200	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
26	223,600	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400			

27	226,000	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
28	228,200	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		
29	230,400	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
30	232,500	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
31	234,600	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
32	236,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
33	238,600	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
34	240,600	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
35	242,600	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
36	244,200	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
37	245,800	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
38	247,300	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
39	248,800	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		
40	250,300	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		
41	251,800	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900		
42	253,400	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100		
43	254,900	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300		
44	256,400	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500		
45	257,900	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900		
46	259,100	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200			
47	260,300	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500			
48	261,500	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800			
49	262,700	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100			
50	264,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400			
51	265,300	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700			
52	266,600	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000			
53	267,900	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200			
54	269,400	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500			
55	270,700	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800			
56	272,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100			
57	273,100	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300			
58	274,400	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600			
59	275,700	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900			
60	276,900	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100			
61	278,100	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300			
62	278,700	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600			
63	279,300	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900			
64	279,900	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200			
65	280,300	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400			
66	280,900	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700			
67	281,400	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000			
68	281,900	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300			
69	282,400	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500			
70	283,000	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800			
71	283,500	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100			
72	284,000	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400			
73	284,500	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600			
74	285,100	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100				

75	285,600	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400				
76	286,100	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600				
77	286,600	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800				
78	287,100	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100				
79	287,600	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400				
80	288,100	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600				
81	288,600	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800				
82	289,100	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100				
83	289,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400				
84	290,100	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600				
85	290,600	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
86	291,100	321,000	345,500	387,800						
87	291,600	322,000	347,000	388,400						
88	292,100	323,000	348,400	389,000						
89	292,600	324,000	349,700	389,300						
90	293,100	325,300	350,900	389,800						
91	293,600	326,500	352,100	390,300						
92	294,100	327,700	353,400	390,800						
93	294,600	328,900	354,700	391,200						
94	295,200	330,200	356,200	391,600						
95	295,800	331,400	357,700	392,100						
96	296,300	332,600	359,100	392,600						
97	296,800	333,800	360,400	393,000						
98	297,400	335,100	361,600	393,500						
99	298,000	336,300	362,700	394,000						
100	298,600	337,500	363,900	394,500						
101	299,200	338,900	365,000	394,800						
102	299,900	339,800	366,100	395,200						
103	300,600	340,800	367,200	395,700						
104	301,200	341,900	368,300	396,000						
105	301,800	343,000	369,500	396,300						
106	302,500	344,100	370,000	396,800						
107	303,200	345,100	370,600	397,300						
108	303,900	346,100	371,200	397,800						
109	304,600	347,300	371,800	398,100						
110	305,400	348,300	372,300	398,600						
111	306,200	349,300	372,700	399,100						
112	306,900	350,200	373,200	399,600						
113	307,400	351,100	373,600	399,900						
114	308,300	352,000	374,000	400,400						
115	309,200	353,000	374,500	400,900						
116	310,000	354,000	375,000	401,400						
117	310,800	355,000	375,400	401,800						
118	311,800	355,400	375,900	402,300						
119	312,700	356,000	376,500	402,700						
120	313,600	356,600	377,000	403,200						
121	314,500	356,900	377,200	403,600						
122	315,500	357,300	377,700							

123	316,500	357,700	378,200							
124	317,400	358,100	378,600							
125	318,200	358,500	379,100							
126	318,800	358,900	379,600							
127	319,400	359,300	380,100							
128	320,000	359,700	380,600							
129	320,500	360,100	380,900							
130	321,000	360,500	381,400							
131	321,400	360,900	381,900							
132	321,900	361,300	382,400							
133	322,700	361,500	382,700							
134	323,400	362,000	383,200							
135	324,100	362,400	383,600							
136	324,700	362,700	384,000							
137	325,300	363,000	384,300							
138	326,000	363,400	384,800							
139	326,700	363,900	385,300							
140	327,500	364,400	385,800							
141	328,100	364,700	386,100							
142	328,400	365,200								
143	328,900	365,700								
144	329,400	366,200								
145	329,700	366,500								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額									
	円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200	円 416,200	円 458,800

備考 この表は、消防職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年衣浦東部広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、第7項中「、第12条、第13条及び第15条」を「及び第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲

げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び広域連合長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1

6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7

42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50	46		
63	59	55	55	51	47		
64	60	56	56	52	48		
65	61	57	57	53	49		
66	62	58	58	54	50		
67	63	59	59	55	51		
68	64	60	60	56	52		
69	65	61	61	57	53		
70	66	62	62	58	54		
71	67	63	63	59	55		
72	68	64	64	60	56		
73	69	65	65	61	57		
74	70	66	66	62	58		
75	71	67	67	63	59		
76	72	68	68	64	60		
77	73	69	69	65	61		
78	74	70	70	66	62		

79	75	71	71	67	63		
80	76	72	72	68	64		
81	77	73	73	69	65		
82	78	74	74	70	66		
83	79	75	75	71	67		
84	80	76	76	72	68		
85	81	77	77	73	69		
86	82	78	78	74	70		
87	83	79	79	75	71		
88	84	80	80	76	72		
89	85	81	81	77	73		
90	86	82	82	78	74		
91	87	83	83	79	75		
92	88	84	84	80	76		
93	89	85	85	81	77		
94	90	86	86	82	78		
95	91	87	87	83	79		
96	92	88	88	84	80		
97	93	89	89	85	81		
98	94	90	90	86	82		
99	95	91	91	87	83		
100	96	92	92	88	84		
101	97	93	93	89	85		
102	98	94	94	90	86		
103	99	95	95	91	87		
104	100	96	96	92	88		
105	101	97	97	93	89		
106	102	98	98	94	90		
107	103	99	99	95	91		
108	104	100	100	96	92		
109	105	101	101	97	93		
110	106	102	102	98	94		
111	107	103	103	99	95		
112	108	104	104	100	96		
113	109	105	105	101	97		
114		106	106	102	98		
115		107	107	103	99		

116		108	108	104	100		
117		109	109	105	101		
118		110	110	106	102		
119		111	111	107	103		
120		112	112	108	104		
121		113	113	109	105		
122		114	114	110	106		
123		115	115	111	107		
124		116	116	112	108		
125		117	117	113	109		
126		118	118	114	110		
127		119	119	115	111		
128		120	120	116	112		
129			121	117	113		
130			122	118	114		
131			123	119			
132			124	120			
133			125	121			
134			126	122			
135			127	123			
136			128	124			
137			129	125			
138			130	126			
139			131	127			
140			132	128			
141			133	129			
142			134	130			
143			135	131			
144			136	132			
145			137	133			
146			138	134			
147			139	135			
148			140	136			
149			141	137			
150			142	138			

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5

35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			

72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						

109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告等に鑑み、改正を行う必要があるため。

議案第 5 号

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

衣浦東部広域連合長 吉 岡 初 浩

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種類	勤務の内容	支給額
消防手当	火災のため現場に出場して行う消火業務	1 回 5 0 0 円
	救急のため現場に出場して行う傷病者の収容及び応急処置業務	1 回 3 0 0 円 (救急救命士の有資格者であって広域連合長が定めるものは、4 0 0 円)
	潜水装備を着用して行う潜水業務	1 回 5 0 0 円
	消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務	1 日 2, 1 6 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、緊急消防援助隊として行う業務に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するために、改正を行う必要があるため。

議案第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年衣浦東部広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 衣浦東部広域連合行政不服審査会条例(令和5年衣浦東部広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び附則第3条第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条第3号及び第4号並びに第24条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第

2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正を行う必要があるため。

議員提出議案第1号

衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

衣浦東部広域連合議会議員	杳名喜代治
〃	荒川義孝
〃	高木洋和
〃	佐原充恭
〃	杉浦弘一

衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例（令和5年衣浦東部広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第27条第2項中「決定」の次に「（以下「開示決定」という。）」を加え、同条第3項中「（以下「開示決定」という。）」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正を行う必要があるため。

